

(5) 麦類

ア 取組事項リスト(麦類)

(ア) 食品安全を目的とした取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (麦類)

区分	取組事項	点検項目		対象	レベル	ガイドライン
		No.	内容			
ほ場環境の確認と衛生管理	<p><b>1. ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止</b></p> <p>ほ場やその周辺環境における潜在的な病原微生物、残留農薬等の危害要因の汚染源を確認し、廃棄物や資材等からの汚染流入の可能性も考慮しましょう。 新たに作付するほ場では、過去の使用履歴の把握や土壌の残留農薬分析を実施し、危害を及ぼす物質の蓄積濃度が高いほ場へは作付しないことや、客土による汚染防止、または吸収しにくい作物への転換など、産地の実情に応じた衛生管理を検討することが必要です。</p>	1	ほ場やその周辺環境の確認	生産者・産地	○	1
		2	用水の取水地確認	生産者	○	1
		3	ほ場内外の汚染リスクの確認	生産者	○	1
農薬の使用	<p><b>2. 無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)</b></p> <p>農薬登録を受けていないのに、農薬としての効果を表記していたり、成分から見て農薬に該当する資材の使用は法令上禁止されています。 国内での使用が認められた農薬には必ず登録があるので、使う前に農林水産省の登録番号の有無を確認しましょう。 ただし、古い農薬には登録番号があっても使用禁止農薬が含まれていたり、登録内容が変更されている場合もあるので、下記ホームページ等で確認してください。</p> <p><b>【関係法令】</b> 農薬取締法</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「登録・失効農薬情報」(農林水産消費安全技術センターHP)</li> <li>・「農薬疑義資材コーナー」(農林水産省HP)</li> <li>・「農薬適正使用の推進」(福島県HP)</li> <li>・「農作物病害虫防除指針」(福島県)</li> </ul>	4	登録農薬の使用	生産者	◎	2

農薬の使用	<p><b>3. 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄</b></p> <p>防除器具の不具合は、農薬の過剰吐出など、不適正散布につながるため、正しく動くかどうか点検します。</p> <p>また、農薬残留をもたらす要因として、農薬散布機のタンクや配管に前回使用した薬液が残っていたり、付着していることもあります。特にホースや配管中の残液は、部分的に高濃度の残留につながる恐れがあるため、散布終了後はタンクやホースの残液を抜き、しっかりと洗浄する必要があります。時間が経つと薬剤が固化して容易に洗浄できなくなるばかりか、ノズルの目詰まりの原因にもなります。</p> <p>なお、残液や洗浄液が河川などに流入しないように適切な場所で作業を行わなければなりません。</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農薬コーナー」(農林水産省HP)</li> <li>・「農薬適正使用の推進」(福島県HP)</li> <li>・「農作物病虫害防除指針」(福島県)</li> </ul>	5	農薬散布前の防除器具等の点検	生産者	◎	3
		6	防除器具の使用後の洗浄	生産者	◎	3
農薬の使用	<p><b>4. 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)</b></p> <p>農作物の安全性を担保するため、適用作物の農薬が残留基準を超過しないように、農薬取締法で使用方法が決められています。</p> <p>使用する農薬が農薬管理台帳等によって管理された農薬であることを確認し(取組事項32)、農薬を効果的に、かつ安全に使用するため、農薬の容器又は包装の表示内容を守って使用しましょう。</p> <p><b>【関係法令】</b> 農薬取締法</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農薬コーナー」(農林水産省HP)</li> <li>・「農薬登録情報検索システム」(農林水産消費安全技術センターHP)</li> <li>・「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(農林水産省HP)</li> <li>・「農薬適正使用の推進」(福島県HP)</li> <li>・「農作物病虫害防除指針」(福島県)</li> </ul>	7	農薬使用前に表示内容を確認	生産者・産地	◎	4
		8	農薬使用時から収穫期までの日数(収穫前日数)確認	生産者	◎	4
		9	使用農薬の最新の使用基準の確認と指導	産地	◎	4
		10	不適正事例があった場合の対応マニュアルの整備	産地	○	4
	<p><b>5. 農薬散布時における周辺作物へのドリフト(飛散)の回避(法令上の義務)</b></p> <p>農薬を使用する際、適用作物以外に農薬を使用してはならないことが法令上義務づけられています。</p>	11	周辺作物の状況確認とその作物の収穫時期の把握	生産者	○	5

農薬の使用	<p>農薬の飛散により周辺作物で意図しない農薬の残留基準値超過が生じ、農作物が出荷停止になってしまうことが懸念されるため、周辺作物へ農薬が飛散しないよう留意しましょう。</p> <p>【関係法令】 農薬取締法</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」(農林水産省HP)</li> <li>・「農薬適正使用の推進」(福島県HP)</li> <li>・「残留農薬のポジティブリスト制度」(福島県HP)</li> <li>・「産業用無人ヘリコプターによる病害虫防除実施者のための安全対策マニュアル」(一社 農林水産航空協会HP)</li> <li>・「農作物病害虫防除指針」(福島県)</li> </ul>	12	農薬散布時には周囲への飛散が少ない散布方法の実施	生産者	◎	5
		13	農薬飛散防止に関する指導	産地	○	5
		14	無人ヘリ防除の安全対策マニュアルに基づく飛散対策	産地	△	5
赤かび病対策	<p><b>6. 麦類のDON汚染低減対策の実施</b></p> <p>DONは赤かび病の病原菌の一部が生産するかび毒(マイコトキシン)の一種であり、高濃度では嘔吐、腹痛などの食中毒症状を引き起こす人畜に有害な物質です。このため、農産物検査規格において、1、2等の赤かび粒混入率は0.0%以内に定められています(食品衛生法上、小麦の含有するDONの暫定基準値は1.1ppmです)。</p> <p>よって、赤かび病に対する薬剤散布と収穫・乾燥・調製時の混入防止対策の徹底に努めましょう。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」(農林水産省HP)</li> <li>・「麦類の赤カビ毒汚染低減のための生産工程管理マニュアル」(農研機構HP)</li> </ul>	15	赤かび病発生防止のため、あらゆる防除方法の活用	生産者・産地	◎	6

収穫後の農産物の管理	<p>7. 麦の清潔で衛生的な取扱い(法令上の義務) 8. 収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施</p> <p>販売に供する食品は、法令に基づき、清潔で衛生的な取扱いが義務付けられています。一定品質の農産物を安定的に供給することは食の安心では重要なことです。 カビは環境中にごく普通に存在するため、設備内部のカビを取り除くだけでなく、新しいカビを持ち込んだり、カビを発生させない環境作りに取り組みましょう。 また、異物の混入は、実需者や消費者に不快感を与え、クレームに直結する場合がありますので、異物混入の防止に努めましょう。</p> <p>【関係法令】 食品衛生法 【参考資料】 ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(厚生労働省HP) ・「食品安全:農産物」(農林水産省HP) ・「福島県稲作・畑作指針」(福島県)</p>	16	収穫前に茎水分や穀粒水分を確認し、収穫適期を判断	生産者・産地	○	7 8
		17	倒伏や病害虫被害粒、高水分の穀粒は別収穫	生産者・産地	○	7 8
		18	倒伏や病害虫被害粒、高水分の穀粒は別乾燥	生産者・産地	○	7 8
		19	乾燥・調製作業の前後に、各設備の清掃及び適切な補修	生産者・産地	◎	7 8
		20	収穫後貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥作業	生産者・産地	◎	7 8
		21	異物、被害粒が混入しないよう選別	生産者・産地	○	7 8
			乾燥調整貯蔵施設での穀温の監視と記録等	生産者・産地	○	7 8
		22	農産物取扱者の施設内における衛生状態の適切な管理と作業の確保	生産者	○	7 8

(イ) 環境保全を目的とした取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (麦類)

区分	取組事項	点検項目		対象	レベル	ガイドライン
		No.	内容			
農薬削減による環境負荷低減	<p>9. 農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製</p> <p>農薬の使用残や農薬散布機の洗浄水は河川等に流れ込むことが無いよう十分注意する必要があります。河川等の水を利用することで生産物が汚染することや、水生生物等に大きな影響を及ぼします。農薬は、ラベルに記載されている希釈倍数、使用量を守り、散布面積に合わせて散布液を調製し、河川等で使いきらないようにする必要があります。</p>	23	農薬の必要量を計算し、適切に散布液を調製	生産者	○	9

<p>探検員 荷低減 対策</p>	<p>にロイヤル・取付取を調査し、は物、及び、であるよ、に、る、か、女、が、の、り、よ、り、。</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農薬コーナー」(農林水産省HP)</li> <li>・「農薬適正使用の推進」(福島県HP)</li> <li>・「農作物病虫害防除指針」(福島県)</li> </ul>	24	<p>生育時期、病虫害・雑草の発生状況に応じた使用指導</p>	産地	○	9
<p>農薬削減による 環境負荷低減 対策</p>	<p><b>10. 病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくり</b></p> <p>環境への負荷低減の観点から農薬による防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病虫害、雑草が発生しにくい栽培環境をつくることで、農薬の使用回数を必要最低限にする努力が重要です。</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」(農林水産省HP)</li> <li>・「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</li> <li>・「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針」(農林水産省HP)</li> <li>・「福島県稲作・畑作指針」(福島県)</li> <li>・「農作物病虫害防除指針」(福島県)</li> </ul>	25	<p>ほ場内外の適切な管理による病虫害の発生しにくい環境づくり</p>	生産者・産地	○	10
		26	<p>生育量を確保するための対策実施</p>	生産者・産地	○	10
<p>農薬削減による 環境負荷低減 対策</p>	<p><b>11. 発生予察情報の利用などにより病虫害の発生状況を把握した上での防除の実施</b></p> <p>病虫害の発生予察情報は、農作物病虫害の防除を適切かつ効率的に行うことを目的として、病虫害防除所から提供されています。発生予察情報を十分に活用し、農作物の安定生産と品質向上を図ると同時に、環境への負荷の少ない病虫害防除に努めましょう。</p> <p>また、防除の必要がない場合の農薬散布は、環境負荷低減やコスト削減のため避けましょう。</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福島県病虫害発生予察情報」(福島県病虫害防除所HP)</li> <li>・「福島県稲作・畑作指針」(福島県)</li> <li>・「農作物病虫害防除指針」(福島県)</li> </ul>	27	<p>発生状況を把握した上での防除</p>	生産者・産地	◎	11

農薬削減による環境負荷低減対策	<p><b>12. 農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施</b></p> <p>農薬と他の防除手段を適切に組み合わせることで、農薬による環境負荷を軽減できます。</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」(農林水産省HP)</li> <li>・「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</li> <li>・「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(農林水産省HP)</li> <li>・「農作物病害虫防除指針」(福島県)</li> </ul>	28	耕種的防除手法を組み合わせた農薬使用量の低減	生産者	○	12
農薬削減による環境負荷低減対策	<p><b>13. 農薬散布時における周辺住民等への影響の回避</b></p> <p>周辺住民等への配慮は農業生産を継続する上で重要な事項です。農薬取締法に基づき適正に使用していても、周辺住民等との間に思わぬクレームが発生することがあります。農薬の飛散を防ぐための対策を徹底するとともに、事前に周辺の栽培者や養蜂家、住民に農薬散布を行うことの周知と理解を得るよう努めます。また、生産者の努力を記録として残すことも必要です。</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅地等における農薬使用について」(農林水産省HP)</li> <li>・「農作物病害虫防除指針」(福島県)</li> </ul>	29	散布前に隣接農地の栽培者や養蜂家、住民等へ周知	生産者	○	13
肥料削減による環境負荷の低減対策	<p><b>14. 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法に則した施肥の実施</b></p> <p>作物は施用された肥料成分の全ては利用できないため、成分の一部は環境中に溶脱、流亡、揮散します。このため、過剰な施肥は生産コストの増加ばかりでなく、環境へ負荷を与えます。土壌診断の結果を踏まえた適正な施肥や、県の施肥基準等で示している施肥量、施肥方法に則した施肥を実施する必要があります。</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</li> <li>・「減肥マニュアル(『土壌管理のあり方に関する意見交換会』報告書)」(農林水産省HP)</li> <li>・「福島県施肥基準」(農林水産省HP)</li> <li>・「福島県稲作・畑作指針」(福島県)</li> </ul>	30	土壌診断及び施肥基準等に基づいた施肥の実施	生産者・産地	◎	14

肥料削減による環境負荷の低減対策	<p><b>15. 堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用</b></p> <p>家畜排泄物等の未処理での利用や未熟堆肥の利用は、堆肥中に存在する外来雑草種子の発芽・繁茂を招き、生態系の保全の観点からも問題があります。発酵熱による雑草種子の殺滅をすすめるため、家畜排泄物等の利用の際には堆肥化したものを利用しましょう。</p> <p>また、未熟堆肥を施用すると窒素欠乏や発芽障害の原因にもなります。</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「畜産環境対策」(農林水産省HP)</li> <li>・「農業技術の基本指針」(農林水産省HP)</li> </ul>	31	施用する堆肥は完熟堆肥を使用	生産者	○	15
土壌の管理	<p><b>16. 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施</b></p> <p>堆肥等、有機物資材の投入は土壌の物理的、化学的及び生物的性質を良好に保つ上で重要な役割を果たしています。原則として1年に1度は堆肥等を投入しましょう。</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地力増進基本指針」(農林水産省HP)</li> <li>・「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(農林水産省HP)</li> <li>・「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</li> <li>・「福島県稲作・畑作指針」(福島県)</li> </ul>	32	堆肥など有機物の施用による土づくり	生産者	◎	16
土壌の管理	<p><b>17. 土壌の侵食を軽減する対策の実施</b></p> <p>土壌は降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われていくことになります。</p> <p>土壌の性質によって侵食を受けやすい場合がありますので、土壌侵食を軽減する対策を実施しましょう。</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地力増進基本指針」(農林水産省HP)</li> <li>・「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」(農林水産省HP)</li> <li>・「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</li> </ul>	33	(傾斜地や土壌の性質によって作土層が浸食される場合)土壌侵食を軽減する対策の実施	生産者	○	17

<p>廃棄物の適正な処理、利用</p>	<p>18. 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務) 19. 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)</p> <p>農業生産活動に伴う廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等)の適正な処理や、不適切な焼却を回避することが法令で義務付けられています。廃棄物を業者委託により適正に処理し、記録を保存しましょう。 焼却によりダイオキシンの発生源になったり、放置すれば地下水や河川の汚染など環境に悪影響を与えることがあるので、業者委託により適正に処理し、記録を保存しましょう。</p> <p>【関係法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 悪臭防止法</p> <p>【参考資料】 ・「ごみの話」中「廃棄物の区分」(環境省HP) ・「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</p>	34	<p>廃棄物の適正な処理と記録</p>	生産者・産地	◎	18 19
<p>廃棄物の適正な処理、利用</p>	<p>20. 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施</p> <p>作物残さは有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、環境負荷になり得るものです。作物残さは土作りや堆肥資材等の原料とすることが必要です。</p> <p>【参考資料】 ・「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</p>	35	<p>作物残さの適正な処理</p>	生産者	◎	20
<p>エネルギーの節減対策</p>	<p>21. 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減</p> <p>化石燃料や電力の消費は二酸化炭素を発生します。施設・機械等の効率的な運用によって使用燃料等を節減すれば、生産コストを抑えるとともに環境負荷を軽減することができます。</p> <p>【参考資料】 ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」(農林水産省HP) ・「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</p>	36	<p>機械や施設の効率的な利用、運営</p>	生産者・産地	○	21



<p>生物多 様性に 配慮した 鳥獣被 害対策</p>	<p><b>22. 鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施</b></p> <p>鳥獣害による農業等への被害が深刻な状況にあることから、地域ぐるみでは場に鳥獣を引き寄せない取組を行ないましょう。</p> <p>【関係法令】 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律</p> <p>【参考資料】 ・「鳥獣被害対策コーナー」(農林水産省HP)</p>	37	有害鳥獣による農業被害防止対策措置	生産者・ 産地	△	22
---	---	----	-------------------	------------	---	----

(ウ) 労働安全を目的とした取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (表類)

区分	取組事項	点検項目		対象	レベ ル	ガイ ド ライン
		No.	内容			
<p>危険作 業等の 把握</p>	<p><b>23. 農業生産活動における危険な作業等の把握</b></p> <p>日ごろから作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックし、作業現場の改善や危険箇所を表示するなど注意喚起しておくことが必要です。特に作業者が自分だけであっても、危険作業を意識するために注意喚起しておくことは重要です。</p> <p>【参考資料】 ・「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP) ・「農作業安全対策」(農林水産省HP) ・「農作業安全情報センター」(生研センターHP)</p>	38	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策の実施	生産者	○	23
<p>農作業 従事者 の制限</p>	<p><b>24. 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等危険を伴う作業の従事者などに対する制限</b></p> <p>農作業を安全に実施するため、従事する者が日頃から健康管理に努めることが必要です。</p> <p>【参考資料】 ・「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP) ・「農作業安全対策」(農林水産省HP) ・「農作業安全情報センター」(生研センターHP)</p>	39	作業者の安全確保対策	生産者・ 産地	○	24

<p>服装及び保護具の着用</p>	<p><b>25. 安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管</b></p> <p>農作業を安全に実施するためには、服装や保護具の着用、保管について留意する必要があります。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP)</li> <li>・「農作業安全対策」(農林水産省HP)</li> <li>・「農作業安全情報センター」(生研センターHP)</li> </ul>	<p>40</p>	<p>安全に作業を行うための服装や保護具を使用</p>	<p>生産者・ 産地</p>	<p>○</p>	<p>25</p>
<p>作業環境への対応</p>	<p><b>26. 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施</b></p> <p>農作業を安全に行う上で、事故につながる恐れのある作業環境の改善の取組みを実施しましょう。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP)</li> </ul>	<p>41</p>	<p>危険箇所の注意喚起、作業環境の改善</p>	<p>生産者・ 産地</p>	<p>○</p>	<p>26</p>
<p>機械等の導入・点検</p>	<p><b>27. 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理</b></p> <p>農作業の機械・装置・器具等は保守管理を徹底し、安全装置等の確認が必要です。管理のための記録として運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、年に一度程度は整備しておくことが重要です。また、安全装置をはずすなどの改造は、事故の原因となるので避けてください。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP)</li> <li>・「農作業安全対策」(農林水産省HP)</li> <li>・「農作業安全情報センター」(農林水産省HP)</li> </ul>	<p>42</p>	<p>作業前後に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理の実施</p>	<p>生産者</p>	<p>◎</p>	<p>27</p>
		<p>43</p>	<p>収穫作業前後に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理の実施</p>	<p>生産者</p>	<p>◎</p>	<p>27</p>
		<p>44</p>	<p>乾燥、調製作業前後に、各設備の整備・点検、故障箇所の修理の実施</p>	<p>生産者・ 産地</p>	<p>◎</p>	<p>27</p>

機械等の利用	<p><b>28. 機械、装置、器具等の適正な使用</b>  <b>29. 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化</b></p> <p>農業機械を安全かつ効率的に稼働するためのルールを整備し、危険を回避のために、機械や施設等の取扱説明書を熟読し、適正な使用方法を心掛ける必要があります。  さらに、事故時は施設の管理者が責任を持って対処するなど、施設の管理者とオペレータとの責任分担を明確にすることが重要です。</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP)</li> <li>・「農作業安全対策」(農林水産省HP)</li> </ul>	45	機械、施設の安全かつ効率的な稼働	生産者・産地	○	28 29 30
農薬・燃料等の管理	<p><b>30. 農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)</b></p> <p>農薬や燃料は盗難にあつて犯罪に利用されたり、人が誤飲すると命に関わる事態となります。農作業を安全に行う上で、農薬、燃料等の適切な管理を行いましょ。う。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <p>毒物及び劇物取締法  消防法</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP)</li> <li>・「農作物病虫害防除指針」(福島県)</li> </ul>	46	農薬は肥料等生産資材と隔離し適正に保管	生産者	◎	29
		47	毒劇物は、鍵をかけて保管、管理	生産者	◎	29
		48	毒劇物の保管庫に、毒劇物の表示	生産者	◎	29
		49	燃料は火気のない場所で適切に保管、管理	生産者	◎	29
事故後の備え	<p><b>31. 事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)</b></p> <p>事故後の農業生産の維持・継続に向けて、保険に加入しましょ。う。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <p>労働基準法  労働災害補償保険法</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP)</li> <li>・「労災補償(農業者のための特別加入制度について)」(厚生労働省HP)</li> </ul>	50	労働者災害補償保険等に加入	生産者	◎	31

(エ) 農業生産工程管理の全般に係る取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (麦類)

区分	取組事項	点検項目		対象	レベル	ガイドライン
		No.	内容			
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	<p><b>32. 農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用</b></p> <p>農業の現場では、農業者等の努力により、多くの新しい技術が生み出されており、これらの技術を「知的財産」として認識することが重要です。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業現場における知的財産取扱指針」(農林水産省HP)</li> <li>・「知的財産関係テキスト、指針」(農林水産省HP)</li> </ul>	51	自ら開発した技術や知的財産を適切に保護、活用	生産者	○	32
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	<p><b>33. 登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)</b></p> <p>品種の開発には、開発者の専門的な知識や技術、多額の費用が必要です。そのため、種苗法は品種の育成の振興と種苗流通の適正化を図り、農林水産業の発展に寄与することを目的に定められています。</p> <p>病害汚染防止も含め、品種登録のある品種の種苗を許諾業者等から購入し、使用しましょう。</p> <p>【関係法令】</p> <p>種苗法</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「品種登録ホームページ」(農林水産省HP)</li> </ul>	52	登録種苗の適切な使用	生産者	◎	33
情報の記録・保管	<p><b>34. ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存</b></p> <p>GAPに取り組む際の基礎的な情報として、工程管理の対象となるほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存しましょう。</p>	53	ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存	生産者	○	34
情報の記録・保管	<p><b>35. 農薬の使用に関する内容を記録し、保存</b></p> <p><b>36. 肥料、堆肥、資材の使用に関する内容を記録し、保存</b></p> <p>農業生産に伴う記録を残しておくことは、自らの安全・安心な生産の取組みの証明となります。また、記録を残しておけば、有事の際迅速に対応できます。</p>	54	農薬散布を記録し、在庫管理	生産者	◎	35
		55	農産物出荷時に農薬使用記録を確認	生産者・産地	◎	35

情報の記録・保管	<p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「環境と調和のとれた農業生産活動規範の策定について」(農林水産省HP)</li> <li>「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(農林水産省HP)</li> <li>「農作物病害虫防除指針」(福島県)</li> </ul>	56	肥料の使用記録を整理し、在庫管理	生産者	◎	36
		57	堆肥、資材等の使用記録を整理し、在庫管理	生産者	○	36
情報の記録・保管	<p><b>37. 種子・苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存</b></p> <p>農薬や肥料、種子等の購入伝票を残しておくことは、後の点検に役立てたり、他者からの説明の求めに対しての証明にもなり、消費者や実需者の信頼確保につながります。また、購入伝票等は税務申告上も必要になりますので、大切に保存しましょう。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「環境と調和のとれた農業生産活動規範の策定について」(農林水産省HP)</li> </ul>	58	種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票、保証書を保存	生産者	◎	37
情報の記録・保管	<p><b>38. 麦の出荷に関する記録の作成</b></p> <p>麦の取引に関する記録を残しておくことは、自らの安全・安心な生産の取組みの証明となります。取引等の記録を作成し、保存しましょう。</p> <p>【関係法令】</p> <p>食品衛生法</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)(厚生労働省HP)</li> </ul>	59	農産物の取引等に関する内容の記録を作成、保存	生産者	◎	38
生産工程管理の実施	<p><b>39. 生産工程管理の実施</b></p> <p>GAPでは、食品安全をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から注意すべき点検項目を定めるとともに、適正な農業生産のやり方を記録、検証して、農業生産の工程を管理します。GAPを実施することで、安全な農産物を求める消費者、流通業者に対し、農産物の安全性確保の取組みを客観的に示すとともに、記録をもとに農作業の改善につながれば、コスト低減、品質向上なども期待できます。</p>	60	農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善	生産者	○	39
		61	生産者チェックシートを回収し、点検	産地	○	39
		62	産地の責任者等は内部監査を実施	産地	○	39

生産工程管理の実施	【参考資料】 ・「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(農林水産省HP)	63	点検・監査結果を生産者へ報告するとともに、改善指導	産地	○	39
記録保存の期間	40. 生産・出荷に関する内容の記録・保存  農業生産に伴う記録を残しておくことは、自らの安全・安心な生産の取組みの証明となります。 また、記録を残しておけば、有事の際迅速に対応できます。	64	農産物の生産および出荷に関する記録を一定期間保管	生産者・産地	○	39
		65	当該ほ場で生産された農産物の生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)を記録	生産者・産地	◎	39
研修会への参加	41. 研修会等への参加、情報等の収集  農産物の生産に伴う環境対策や、安定生産を行うためには、これらに関する新たな知見と、適切な対処に必要な情報の収集に努めることが大切です。 講習会、指導会等に積極的に参加し、必要な情報収集に努めましょう。	66	GAP、病虫害防除基準、放射性物質対策等に関する情報収集	生産者	◎	-
		67	栽培マニュアル、栽培基準の遵守	生産者	◎	-

(オ) 放射性物質対策を目的とした取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (麦類)

区分	取組事項	点検項目		対象	レベル	ガイドライン
		No.	内容			
ほ場準備及び汚染要因の把握	42. ほ場の放射線量と過去の収穫物等の放射性セシウム検査結果の把握  県や市町村等が把握する土壌中の放射性セシウム濃度マップ等からほ場における放射性セシウム濃度を推定します。(ほ場の空間線量から土壌の放射性セシウム濃度を推定することもできます。) また、過去の収穫物等の放射性セシウムの検査結果を把握し、対策を立てることが重要です。  【参考資料】 ・「ふくしまからはじめよう。」農業技術情報第26号(福島県)	68	ほ場や地域の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度の把握	生産者・産地	○	-
		69	過去の収穫物等における放射性セシウムの検査結果の把握	生産者・産地	◎	-

<p>ほ場準備及び汚染要因の把握</p>	<p><b>43. 麦類への放射性セシウム検出要因の理解と把握</b></p> <p>国や県等の試験研究や調査結果から、土壌のカリウム不足や根張りが浅い等のほか、収穫乾燥調製時の機械清掃の不備や異物の混入等が原因で放射性セシウムが検出される恐れがあります。これら検出要因を理解しておくことが大切です。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」(福島県)</li> </ul>	70	<p>麦類に放射性セシウムが高濃度に検出された要因の把握</p>	生産者・産地	○	—
<p>収穫後の農産物の管理</p>	<p><b>44. 出荷の可否の確認</b></p> <p>放射性セシウム検査の結果、基準値を超えたロットについては、食品衛生法に基づき販売を行わない。</p> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法</li> </ul>	71	<p>放射性セシウム検査に基づく出荷の可否の確認</p>	生産者・産地	◎	—
<p>農地の除染</p>	<p><b>45. 農地の除染</b></p> <p>福島県では福島県農林地等除染基本方針に基づく農地の除染を進めています。麦類からの放射性セシウム検出を低減させるため、反転耕や深耕などの農地の除染対策に取り組ましましょう。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福島県農林地等除染基本方針」(福島県)</li> <li>・「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」(福島県)</li> </ul>	72	<p>作土中の放射性セシウム濃度を下げるため、農地の除染対策に取り組む</p>	生産者・産地	△	—
<p>土壌の管理</p>	<p><b>46. 表土除去で剥ぎ取った土壌の適切な管理</b></p> <p>表土除去で剥ぎ取った土壌は、高濃度の放射性セシウムが含まれていますので取り扱いに注意が必要です。防水シートなどで被覆し放射性セシウムが周囲へ飛散しないよう保管しましょう。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「除染廃棄物関係ガイドライン」(環境省)</li> <li>・「市町村による除染実施ガイドライン」(原子力災害対策本部)</li> </ul>	73	<p>除染のために表土除去した土壌の適切な管理</p>	生産者・産地	△	—

<p>土壌の管理</p>	<p><b>47. 作土層の確保と丁寧な耕うん</b></p> <p>耕うんが浅いと、土壌表層に放射性セシウムが存在し、根張りも浅い部分に集中するため、放射性セシウムを吸収しやすくなると考えられますので注意しましょう。 トラクター等でできるだけ深く耕うんし、放射性セシウムを土壌中のより深い部分まで分散させ、麦類の根張りが深くなるよう改善することが重要です。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県)</li> <li>・「放射性セシウム濃度が高い大豆が発生する要因とその対策について(平成26年1月)」(農林水産省HP、福島県GAP推進マニュアル参考資料)</li> <li>・「放射性セシウム濃度が高いそばが発生する要因とその対策について(平成26年1月)」(農林水産省HP、福島県GAP推進マニュアル参考資料)</li> </ul>	74	<p>耕うんは、トラクター等を用い丁寧に実施</p>	生産者	○	—
<p>土壌の管理</p>	<p><b>48. 稲わらの還元(転換畑での栽培)</b></p> <p>長期間稲わらを還元していないほ場では、土壌中の交換性カリウム含量が少なくなり放射性セシウムが吸収されやすくなります。 稲わらにはたくさんのカリウムを含みますので、ほ場に還元することで土壌中の交換性カリウムの維持を図ることができ、カリウムによる放射性セシウムの吸収抑制対策の効果が期待できます。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県)</li> <li>・「ふくしまからはじめよう。」農業技術情報第34号(福島県)</li> </ul>	75	<p>水稻跡の転換畑ほ場に前作の稲わらのすき込み 稲わらをすき込みしていない場合、カリウム施肥を適正に実施</p>	生産者	△	—
<p>資材の利用</p>	<p><b>49. 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材の利用の回避</b></p> <p>農業生産に利用できる肥料、土壌改良資材は、放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないものと定まっています。 肥料・土壌改良資材を購入・譲り受けた際に、販売業者・譲渡者に放射性セシウムの暫定許容値を超えていないことを確認して使用しましょう。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け23消安第2444号等、農林水産省消費・安全局長等通知)</li> <li>・「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県)</li> <li>・「がんばろう ふくしま！」農業技術情報第15号(福島県)</li> </ul>	76	<p>放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥等を使用しない</p>	生産者・産地	◎	—



資材の利用	<p><b>50. 原発事故時に使用していた資材等の再使用の中止</b></p> <p>原発事故時に屋外にあった資材には、降下した放射性セシウムが付着している可能性があります。事故時に屋外にあった資材は、使用しないように注意しましょう。</p>	77	原発事故時、屋外にあった資材を使用しない	生産者・産地	△	—
肥培管理	<p><b>51. 土壌中の交換性カリウム含量を高める管理</b></p> <p>麦類の放射性セシウムの移行係数は低いため、慣行栽培によるカリ施肥が吸収抑制対策となります。 また、土壌の交換性カリウム含量を高めることで、より効果的に吸収抑制対策が可能です。</p> <p>【参考資料】 ・「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県)</p>	78	土壌の交換性カリウム含量の把握	生産者	○	—
		79	放射性セシウムの吸収抑制対策を考慮した適切なカリウム施用	生産者・産地	◎	—
栽培から収穫、出荷までの管理	<p><b>52. 倒伏防止対策による土壌等の付着予防</b></p> <p>麦類の穂や茎葉等に土壌等が付着すると、放射性セシウムに汚染される可能性があります。倒伏により穂や茎葉等に土壌等が付着しないよう、倒伏の予防に努めましょう。</p> <p>【参考資料】 ・「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県)</p>	80	適正な基肥窒素の施肥、適期播種、適正な播種量など基本技術の実施等による倒伏防止対策への配慮	生産者	○	—
栽培から収穫、出荷までの管理	<p><b>53. 収穫・乾燥・調製時における土壌や異物の混入防止</b></p> <p>乾燥調製作業の工程において、外部から持ち込まれた土ぼこりや異物、汚染された選別機等の使用によって、麦類が放射性セシウムに汚染される恐れがあります。このような交差汚染を防止するため、収穫・乾燥・調製作業時には外部から放射性セシウムを持ち込まないよう注意しましょう。</p> <p>【参考資料】 ・「農産物への異物混入の防止の徹底について」(平成24年10月5日付け24生産第1823号生産局農産部穀物課長、園芸作物課長、地域作物課長、技術普及課長通知) ・「米の生産現場において留意すべきポイント」(農林水産省、平成24年9月6日現在) ・「ふくしまからはじめよう。」農業技術情報(第34号)</p>	81	収穫時の土壌の持込みを防止するため、麦類が土壌に触れないように刈取作業を実施	生産者	○	—
		82	農業機械や運搬車輛を利用した後は、土壌やぼこりが残らないように清掃を実施	生産者	○	—
		83	一度使用した収穫袋やフレコンバックを再利用する場合は、汚れやゴミ等の付着がないことを確認	生産者	○	—

栽培から収穫、出荷までの管理		84	調製作業(選別、計量・袋詰め)の前に機器の点検・清掃を徹底し、異物やゴミの混入防止措置	生産者	○	—
栽培から収穫、出荷までの管理	<b>54. 出荷前の安全性の確認</b> 出荷前に、生産した麦類の放射性セシウム濃度を確認することは、生産者の責任として重要です。 モニタリング検査で出荷可能となっていた場合においても、さらに自主検査等により、放射性セシウム濃度を確認してから出荷しましょう。	85	出荷可能ロットであるかを確認	生産者	◎	—
		86	放射性セシウムの検査が終わるまでの間、麦類を適切な保管場所で管理	生産者	◎	—
		87	麦類の安全性を確認して出荷	産地	◎	—
農作業時の安全確保	<b>55. 放射性物質が含まれる可能性のある粉じんの吸入、土壌・水との接触の回避</b> 事故で降下した放射性セシウムは、土壌の微細な粒子等粉じんに付着している可能性があります。 作業者は、農作業時に巻き上がる粉じんを吸引等しないように注意しましょう。 <b>【参考資料】</b> ・「平成24年農業技術の基本指針(別紙)平成24年における原子力災害への対応」(平成24年3月、農林水産省)	88	農作業により巻き上がる粉じんや土壌の吸入、接触について回避措置を実施	生産者・産地	○	—

イ 点検項目リスト(麦類・生産者)

(ア) 栽培前

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (麦類・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
環境確認	1	ほ場やその周辺環境の確認		◇ほ場やその隣接地の従前及び現在の用途の確認 ◇廃棄物をほ場やその周辺に放置しない ◇土壌分析の実施 等	○	1	1
環境確認	2	ほ場内外の汚染リスクの確認		◇ほ場やその周辺に前作で使用した不要な資材等の汚染リスクを放置していないか確認	○	3	1
環境確認	3	ほ場内外の適切な管理による病害虫の発生しにくい環境づくり		◇栽培環境に適し、病害(特に赤かび病)に抵抗性がある優良品種の導入 ◇種子伝染性病害に感染していない優良種子の使用(適度な種子更新の実施) ◇輪作(ブロックローテーション)の導入によるほ場の設定 ◇病害虫等の発生源となる植物の除去(畦畔の草刈等) ◇ほ場及びほ場周辺の清掃 等	○	6 12 25	6 10 12
環境確認	4	生育量を確保するための対策実施		◇排水良好なほ場の選定 ◇作付地の団地化等による排水対策 ◇ほ場の状況に応じた排水対策の導入 等	○	26	10
環境確認	5	ほ場や地域の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度の把握		◇ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握	○	68	-
環境確認	6	過去の収穫物等における放射性セシウムの検査結果の把握		◇過去の収穫物等の放射性セシウム検査結果を把握	◎	69	-
環境確認	7	麦類に放射性セシウムが高濃度に検出された要因の把握		◇県や市町村等が行う説明会や各種情報等から、放射性セシウムが検出される要因について把握	○	70	-
環境確認	8	放射性セシウム検査に基づく出荷の可否の確認		◇出荷制限に該当するかどうかを確認	◎	71	-
環境確認	9	土壌の交換性カリウム含量の把握		◇土壌分析等により、土壌の交換性カリウム含量を把握	○	78	-
土作り	10	施用する堆肥は完熟堆肥を使用		◇切り返し等により、全体に空気が入るよう努めている ◇副資材(例:もみがら、おがくず)の利用等により、水分を調整している ◇70℃の発酵が数日間続くように努めている ◇堆肥を購入する場合、完熟堆肥であることを確認している 等	○	31	15
土作り	11	堆肥など有機物の施用による土づくり		◇標準的な堆肥基準に則した堆肥の施用、有機物のすき込み、緑肥の栽培 ◇輪作(ブロックローテーション)の導入 ◇適切な土壌改良資材の選択・施用 ◇堆肥の施用は播種直前を避ける 等	◎	32	16
土作り	12	(傾斜地や土壌の性質によって作土層が浸食される場合)土壌浸食を軽減する対策の実施		◇植生帯の設置 ◇土壌の透水性改善(堆肥の施用等) ◇防風垣の設置 ◇リビングマルチの導入 ◇排水溝設置による表面水の速やかな排水 ◇ほ場の傾斜を考慮した畦立てを実施	○	33	17
土作り	13	作物残さの適正な処理		◇堆肥の原料等の用途へ活用 ◇ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土作りに利用 等	◎	35	20

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
土作り	14	耕うんは、トラクター等を用い丁寧に実施		◇耕うんは適正な作業速度で行い、耕深を確保するため(可能な限り)深い耕うんを実施	○	74	-
土作り	15	水稲跡の転換畑ほ場に前作の稲わらのすき込み 稲わらをすき込みしていない場合、カリウム施肥を適正に実施		◇ほ場に稲わら還元を実施 ◇稲わらを還元していない場合、カリウムを含め適正な施肥を実施 等	△	75	-
水確認	16	用水の取水地確認		◇用水の取水地(河川、地下水、ため池等)の確認 ◇堆肥の製造、保管場所から原料等の流出防止 ◇大雨時、汚水の流れ込みを防ぎ、速やかな排水の実施 等	○	2	1
除染	17	作土中の放射性セシウム濃度を下げ るため、農地の除染対策に取り組む		◇除染対策として、反転耕または深耕等を実施 等	△	72	-
除染	18	除染のために表土除去した土壌の適切な管理		◇水が地下に浸透しないように遮水シートなどを設置 ◇雨水侵入防止や飛散防止のため、遮水シート等で被覆 ◇保管場所は掲示板やロープによる囲いの設置 等	△	73	-

(イ) 栽培

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (麦類 生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
播種	19	登録種苗の適切な使用		◇品種登録のある品種の種苗を、許諾のある業者等から購入	◎	52	33
施肥	20	土壌診断及び施肥基準等に基づいた施肥の実施		◇堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計等に基づく減肥 ◇県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ◇施肥用機械・器具が正しく動くか点検・整備 等	◎	30	14
施肥	21	放射性セシウムの吸収抑制対策を考慮した適切なカリウム施用		◇麦類は、慣行栽培によるカリ施肥を行うことが放射性セシウム対策となる ◇土壌分析は困難だったが、麦類の検査結果や地域の状況を考慮し、慣行施肥に硫酸カリや塩化カリ等の上乗せ施肥を実施	◎	79	-
施肥	22	適正な基肥窒素の施肥、適期播種、適正な播種量など基本技術の実施等による倒伏防止対策への配慮		◇倒伏の危険を回避した肥培管理の実施 ◇倒伏防止のため、播種時期や播種密度に留意	○	80	-
防除	23	登録農薬の使用		◇使用する農薬の登録の有無を確認	◎	4	2
防除	24	農薬散布前の防除器具等の点検		◇農薬の散布前に、防除器具等が正しく動くかどうか点検し、十分に洗浄されていることを確認	◎	5	3
防除	25	防除器具の使用後の洗浄		◇農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所を、特に注意して洗浄	◎	6	3

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
防除	26	農薬使用前に表示内容を確認		◇容器等の下記表示内容を確認して使用 ・登録番号 ・農薬を使用できる作物名・適用場所 ・農薬の使用量 ・農薬の希釈倍数 ・農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間) ・農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認) ・農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない) ・農薬の使用上の注意	◎	7	4
防除	27	周辺作物の状況確認とその作物の収穫時期の把握		◇周辺作物の栽培様式や品目、収穫時期等に対応した防除作業を計画	○	11	5
防除	28	農薬散布時には周囲への飛散が少ない散布方法の実施		◇病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬を散布 ◇近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ◇風によって農薬が飛散する恐れがある時は散布を中止する ◇飛散が少ない農薬の剤型、散布方法、散布器具を選択 ◇風向きを考慮したノズルの向きの決定 等	◎	12 13	5
防除	29	農薬の必要量を計算し、適切に散布液を調製		◇散布面積から必要量を計算して、農薬の散布液を調製	○	23	9
防除	30	赤かび病発生防止のため、あらゆる防除方法の活用		◇排水対策の徹底など耕種的防除の実施 ◇防除適期を見極めた薬剤による予防防除の徹底 等	◎	15	6
防除	31	発生状況を把握した上での防除		◇発生予察情報の入手(麦類)や病害虫発生状況を観察し、病害虫の発生状況(特に赤かび病)を把握した上で防除を実施	◎	27	11
防除	32	耕種的防除手法を組み合わせた農薬使用量の低減		◇種子伝染性病害に感染していない優良種子の使用(適度な種子更新の実施) ◇輪作(ブロックローテーション)による連作障害の回避等	○	28	12
防除	33	散布前に隣接農地の栽培者や養蜂家、住民等へ周知		◇農薬を散布する場合に、隣接した農地の栽培者や養蜂家、近隣住民等への事前の周知	○	29	13
資材管理	34	農薬は肥料等生産資材と隔離し適正に保管		◇保管場所を整理・整頓し、飛散・漏出防止対策を実施 ◇冷涼・乾燥し、部外者が立ち入らない場所で農薬を保管 ◇農薬を他の保管容器へ移しかえの禁止 ◇開封済み、使用中の農薬の適切な保管 ◇飛散時の吸収用の砂等の準備	◎	46	29
資材管理	35	毒劇物は、鍵をかけて保管、管理		◇毒劇物に指定されている農薬は、鍵のかかるロッカー等に保管し、責任者によって適切に管理	◎	47	29
資材管理	36	毒劇物の保管庫に、毒劇物の表示		◇毒劇物に指定されている農薬の保管庫には、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」等を表示	◎	48	29

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
資材管理	37	燃料は火気のない場所で適切に保管、管理		◇適正な燃料保管容器の使用 ◇消火器・防火用の砂等の準備 ◇火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管 ◇燃料のそばでの機械、工具の使用禁止 等	◎	49	29
資材管理	38	農薬散布を記録し、在庫管理		◇記録事例 ・購入日 ・使用年月日 ・使用場所 ・農作物名 ・農薬名 ・希釈倍数 ・散布面積 ・使用量 ・在庫量	◎	54	35
資材管理	39	肥料の使用記録を整理し、在庫管理		◇記録事例 ・購入日 ・使用年月日 ・使用場所 ・農作物名 ・肥料名 ・施用面積 ・施用量 ・在庫量	◎	56	36
資材管理	40	堆肥、資材等の使用記録を整理し、在庫管理		◇記録事例 ・購入日 ・使用年月日 ・使用場所 ・農作物名 ・堆肥名・資材名 ・施用面積 ・施用量 ・在庫量	○	57	36
資材管理	41	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥等を使用しない		◇肥料・土壌改良資材・堆肥等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥等は、使用していない	◎	76	-
資材管理	42	原発事故時、屋外にあった資材を使用しない		◇被覆資材等を使用する場合は、原発事故時、屋外にあった資材を使用していない	△	77	-

(ウ) 栽培後

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (麦類 生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
収穫	43	農薬使用時から収穫期までの日数(収穫前日数)確認		◇刈り取り日を決定する前に、農薬容器等に表示されている使用時期(収穫前使用可能日数)と実際の農薬散布日を確認	◎	8	4
収穫	44	収穫前に茎水分や穀粒水分を確認し、収穫適期を判断		◇穀粒水分35%以下を確認し、収穫適期を判断	○	16	7 8
収穫	45	倒伏や病害虫被害粒、高水分の穀粒は別収穫		◇赤かび病に罹病したもの等は、区別して収穫を実施	○	17	6 7 8
収穫	46	収穫作業前後に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理の実施		◇機械等の使用前の安全装置等の確認 ◇未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の整備 ◇中古機械導入時の安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等	◎	43	27

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
収穫	47	収穫時の土壌の持込みを防止するため、麦類が土壌に触れないように刈取作業を実施		◇土壌を巻き込まないようにコンバイン等の刈り高を適切に設定 ◇土壌を巻き上げないように慎重に作業を実施 ◇倒伏が著しい場合は他のほ場と区別して収穫を実施 ◇収穫作業は雨天時を避けて実施	○	81	-
収穫	48	農業機械や運搬車両を利用した後は、土壌やほこりが残らないように清掃を実施		◇トラクターやコンバイン等の格納時には足回りの洗浄・清掃を実施	○	82	-
収穫	49	一度使用した収穫袋やフレコンバックを再利用する場合は、汚れやゴミ等の付着がないことを確認		◇原子力発電所事故前から利用されている収穫袋等は使用しない ◇汚れやゴミが付着した収穫袋等は利用しない	○	83	-
乾燥	50	倒伏や病害虫被害粒、高水分の穀粒は別乾燥		◇倒伏し泥がついたものや、病害虫の被害にあったものは、区別して乾燥を実施	○	18	7 8
乾燥	51	貯蔵可能な水分含有率まで収穫後速やかに乾燥作業		◇収穫後、高水分のまま長時間放置するとカビの発生や蒸れによる変質粒等の発生の原因となるため、収穫後は速やかに乾燥 ◇収穫物の搬送中に土壌が付着しないよう、清潔な取扱いに留意	◎	20	6 7 8
調製	52	異物、被害粒が混入しないよう選別		◇異物や被害粒が混入しないように、丁寧な選別作業を実施 ◇小麦では粒厚選別に2.4mm以上の網目の活用	○	21	7 8
調製	53	調製作業(選別、計量・袋詰め)の前に機器の点検・清掃を徹底し、異物やゴミの混入防止措置		◇選別機等の直接麦類に触れる農機具については使用前の点検・清掃を徹底 ◇異物やゴミが混入しないよう作業場を清掃 ◇床にこぼれた麦類は選別機等に再投入しない	○	84	-
乾燥・調製	54	乾燥、調製作業前後に、各設備の整備・点検、故障箇所での修理の実施		◇機械等の使用前の安全装置等の確認 ◇未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の整備 ◇中古機械導入時の安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等	◎	44	7 27
乾燥・調製	55	乾燥・調製作業の前後に、各設備の清掃		◇カビの発生源となる乾燥機や選別機などの内部の残留物除去や別の穀物が混入する異種穀粒防止のための清掃	◎	19	7 8
乾燥・調製		乾燥調整貯蔵施設での穀温の監視と記録等		◇乾燥調整貯蔵施設における穀温の監視、記録 ◇穀温上昇の兆候があるときのローテーションの実施	○		7 8
乾燥・調製・保管	56	農産物取扱者の施設内における衛生状態の適切な管理と作業の確保		◇喫煙や飲食は指定された場所とする ◇手洗いを励行し、清潔な作業着や手袋を身につける ◇施設内に雨水や汚水が流れ込まないように、排水溝の設置等速やかな排水に努める ◇施設内へのネズミや鳥等の侵入防止 ◇施設内の定期的な清掃の実施 等	○	22	7 8
出荷	57	農産物出荷時に農薬使用記録を確認		◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認	◎	55	35
出荷	58	出荷可能ロットであるかを確認		◇放射性セシウムの検査の結果、出荷可能となったロットを出荷する	◎	85	-
出荷	59	放射性セシウムの検査が終わるまでの間、麦類を適切な保管場所で管理		◇放射性セシウムの検査が終わるまでの間、麦類をあらかじめ決められた保管場所で確実に管理	◎	86	-

(工) 共通

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (麦類 生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
安全対策	60	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策の実施		◇危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ◇農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備 等	○	38	23
安全対策	61	作業者の安全確保対策		◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ◇定期的な健康診断の受診 等	○	39	24
安全対策	62	安全に作業を行うための服装や保護具を使用		◇粉塵のある作業における防塵メガネや防塵マスク等の着用 ◇転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時におけるヘルメットの着用 ◇飛散物が当たる危険性のある場所における保護メガネの着用 ◇防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管 等	○	40	25
安全対策	63	危険箇所の注意喚起、作業環境の改善		◇危険箇所の表示板設置 ◇農道における曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強 ◇ほ場出入り口における傾斜の緩和、拡幅化等の実施 ◇暑熱環境における水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 等	○	41	26
安全対策	64	作業前後に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理の実施		◇機械等の使用前の安全装置等の確認 ◇未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の整備 ◇中古機械導入時の安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等	◎	42	27
安全対策	65	機械、施設の安全かつ効率的な稼働		◇機械等の取扱説明書の熟読、保管 ◇乗用型トラクタ使用時のシートベルトやバランスウェイトの装着 ◇歩行型トラクタ使用時の後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認 ◇刈払機使用時の部外者の立入禁止 ◇機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際のエンジン停止 ◇機械に貼付されている注意書きの確認 ◇機械導入時の型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ◇緊急停止方法の確認 ◇乾燥調製貯蔵施設において、管理者とオペレータとの責任分担を明確に区分 等	○	45	28 29 30
安全対策	66	農作業により巻き上がる粉じんや土壌の吸入、接触について回避措置を実施		◇土壌が乾燥している時の耕うんや草刈り作業等で粉じんを吸入する恐れがある場合は、皮膚や顔が露出しないよう、なるべく帽子、マスク、長袖、長ズボン、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用 ◇農作業後は手足、顔等の露出部分を洗浄 ◇屋外作業後に、屋内作業を行う場合は、服を着替える等して、屋内にちり、ほこり等を持ち込まない	○	88	-
記録	67	ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存		◇ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存	○	53	34
記録	68	種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票、保証書を保存		◇種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票、保証書を保存	◎	58	37



作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
記録	69	農産物の取引等に関する内容の記録を作成、保存		<p>◇厚生労働省のガイドライン「食品衛生法第1条の3第2項に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針」を参考として、下記の事項について記録と保存を行う</p> <p>①名称(生産品の品名)  ②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地  ③数量  ④出荷又は販売年月日  ⑤出荷量又は販売量(出荷又は販売先毎、1回又は1日毎)  ⑥食品衛生法第11条の規格基準(微生物、残留農薬等)への適合に係る検査を実施した場合の当該記録</p>	◎	59	38
記録	70	農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善		<p>◇栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目を策定</p> <p>◇点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存</p> <p>◇点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存</p> <p>◇自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し</p> <p>◇自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、取引先による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれか客観的な点検の仕組み等を活用</p>	○	60	39
記録	71	農産物の生産および出荷に関する記録を一定期間保管		<p>◇農産物の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定)保管</p> <p>◇農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取扱先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管</p>	○	64	39 40
記録	72	当該ほ場で生産された農産物の生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)を記録		◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳	◎	65	39
他	73	廃棄物の適正な処理と記録		<p>◇資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬等)の処理を委託</p> <p>◇委託業者へ交付した帳票(マニフェストの管理票)を処理終了後に受領し、適正に処理されたか確認</p>	◎	34	18 19
他	74	機械や施設の効率的な利用、運営		<p>◇機械、器具の適切な点検整備</p> <p>◇適正なエンジン回転数による機械作業</p> <p>◇不必要なアイドリングの回避</p> <p>◇不必要な照明の消灯 等</p>	○	36	21
他	75	有害鳥獣による農業被害防止対策措置		<p>(鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域)</p> <p>◇地域ぐるみによる被害防止対策</p> <p>◇侵入防止柵の設置</p> <p>◇追い払い活動等の実施</p> <p>◇ほ場やその周辺に作物残さを放置しない 等</p>	△	37	22
他	76	労働者災害補償保険等に参加		<p>◇死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入</p> <p>◇第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入</p> <p>◇事故により農業機械が破損した場合に備えた任意保険への加入</p>	◎	50	31

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
他	77	自ら開発した技術や知的財産を適切に保護、活用		◇技術内容等の文書化 ◇活用手段の適切な選択(権利化、秘匿、公開) 等	○	51	32
他	78	GAP、病虫害防除基準、放射性物質対策等に関する情報収集		◇研修会参加やパンフレットなどにより情報を収集	◎	66	-
他	79	栽培マニュアル、栽培基準の遵守		◇栽培マニュアル、栽培基準を読んでいる	◎	67	-

ウ 点検項目リスト(麦類・産地)

(ア) 栽培前

◎: 必須、○: 推奨、△: 地域限定で推奨 (麦類・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
環境確認	1	ほ場やその周辺環境の確認		◇土壌汚染の可能性がある場合には土壌等を分析し、その結果を産地が把握 ◇汚染がある場合には農産物の吸収軽減対策を計画し、その実施状況が記録保存されていることを確認 等	○	1	1
環境確認	2	ほ場内外の適切な管理による病害虫の発生しにくい環境づくり		◇栽培環境に適し、病害(特に赤かび病)に抵抗性がある優良品種の導入 ◇種子伝染性病害に感染していない優良種子の使用(適度な種子更新の実施) ◇輪作(ブロックローテーション)の導入によるほ場の設定 ◇病害虫等の発生源となる植物の除去(畦畔の草刈等) ◇ほ場及びほ場周辺の清掃 等	○	6 12 25	6 10 12
環境確認	3	生育量を確保するための対策実施		◇排水良好なほ場の選定 ◇作付地の団地化等による排水対策 ◇ほ場の状況に応じた排水対策の導入 等	○	26	10
環境確認	4	ほ場や地域の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度の把握		◇地域の空間線量や土壌の放射性セシウム濃度を把握 ◇必要に応じて生産者へ情報提供、注意喚起を実施 等	○	68	-
環境確認	5	過去の収穫物等における放射性セシウムの検査結果の把握		◇過去のモニタリング結果や収穫物等の放射性セシウム検査結果等を把握し、生産者へ情報提供を実施	◎	69	-
環境確認	6	麦類に放射性セシウムが高濃度に検出された要因の把握		◇国や県等が行う研修会や各種情報等から、放射性セシウムが検出される要因を理解し、生産者へ情報提供を実施	○	70	-
環境確認	7	放射性セシウム検査に基づく出荷の可否の確認		◇出荷制限に該当するロットかどうかを把握し、生産者へ情報提供を実施	◎	71	-
除染	8	作土中の放射性セシウム濃度を下げるため、農地の除染対策に取り組む		◇反転耕または深耕等の除染対策を指導	△	72	-
除染	9	除染のために表土除去した土壌の適切な管理		◇除染のために表土除去した土壌が適切に管理されるように指導	△	73	-

(イ) 栽培

◎: 必須、○: 推奨、△: 地域限定で推奨 (麦類・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
施肥	10	土壌診断及び施肥基準等に基づいた施肥の実施		◇土壌診断結果に基づいた適正な施肥を指導 ◇生育時期や品種に応じた適切な施肥の指導を実施	◎	30	14
施肥	11	放射性セシウムの吸収抑制対策を考慮した適切なカリウム施用		◇過去の麦類の放射性セシウム検査結果を踏まえ、地域における土壌の交換性カリウム含量を考慮し、適切なカリウム施肥を指導	◎	79	-
防除	12	赤かび病発生防止のため、あらゆる防除方法の活用		◇排水対策の徹底など耕種的防除の実施 ◇防除適期を見極めた薬剤による予防防除の徹底 等	◎	15	6
防除	13	農薬使用前に表示内容を確認		◇容器等の下記表示内容確認を指導 ・登録番号 ・農薬を使用できる作物名・適用場所 ・農薬の使用量 ・農薬の希釈倍数 ・農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間) ・農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認) ・農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない) ・農薬の使用上の注意	◎	7	4
防除	14	使用農薬の最新の使用基準の確認と指導		◇使用農薬の最新の使用基準を確認し、適正な農薬使用を指導	◎	9	4

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
防除	15	不適正事例があった場合の対応マニュアルの整備		◇不適正な農薬使用があった場合の対応マニュアルを整備	○	10	4
防除	16	農薬飛散防止に関する指導		◇農薬飛散防止に関する指導を実施	○	13	5
防除	17	無人ヘリ防除の安全対策マニュアルに基づいて飛散対策		◇安全対策マニュアルに基づいた飛散対策を指導 ・気流が安定した時間帯に実施 ・地上1.5mにおける風速が3m/s以下の場合に実施 ・風向きを考慮した散布の実施 等	△	14	5
防除	18	生育時期、病害虫・雑草の発生状況に応じた使用指導		◇生育時期や病害虫・雑草の発生状況に応じた適切な農薬使用について指導を実施	○	24	9
防除	19	発生状況を把握した上での防除		◇発生予察情報や病害虫発生状況等に応じた病害虫防除指導を実施	◎	27	11
資材管理	20	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥等を使用しない		◇肥料・土壌改良資材・堆肥等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認するよう指導 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥等は使用しないよう指導	◎	76	-
資材管理	21	原発事故時、屋外にあった資材を使用しない		◇原発事故時、屋外にあった資材は使用しないよう指導	△	77	-

(ウ) 栽培後

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (麦類・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
収穫	22	収穫前に茎水分や穀粒水分を確認し、収穫適期を判断		◇穀粒水分35%以下を確認し、収穫適期を判断	○	16	7 8
収穫	23	倒伏や病害虫被害粒、高水分の穀粒は別収穫		◇倒伏し泥がついたものや、病害虫の被害にあったものは、区別して収穫を実施	○	17	7 8
乾燥	24	倒伏や病害虫被害粒、高水分の穀粒は別乾燥		◇倒伏し泥がついたものや、病害虫(特に赤かび病)の被害にあったものは、区別して乾燥を実施	○	18	6 7 8
乾燥・調製	25	乾燥、調製作業前後に、各設備の整備・点検、故障箇所の修理の実施		◇機械等の使用前の安全装置等の確認 ◇未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の整備 ◇中古機械導入時の安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等	◎	44	7 27
乾燥・調製	26	乾燥・調製作業の前後に、各設備の清掃		◇カビの発生源となる乾燥機や選別機などの内部の残留物除去や別の穀物が混入する異種穀粒防止のための清掃	◎	19	7 8
乾燥	27	貯蔵可能な水分含有率まで収穫後速やかに乾燥作業		◇収穫後、高水分のまま長時間放置するとカビの発生や蒸れによる変質等の発生の原因となるため、収穫後は速やかに乾燥 ◇収穫物の搬送中に土壌が付着しないよう、清潔な取扱いに留意	◎	20	6 7 8
調製	28	異物、被害粒が混入しないよう選別		◇異物や被害粒が混入しないように、丁寧な選別作業を実施 ◇小麦では粒厚選別に2.4mm以上の網目の活用	○	21	6 7 8

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
出荷	29	農産物出荷時に農薬使用記録を確認		◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認	◎	55	35
出荷	30	麦類の安全性を確認して出荷		◇赤かび病粒が混入していないことを確認 ◇放射性セシウム検査の結果を確認 等	◎	87	-

(工) 共通

◎: 必須、○: 推奨、△: 地域限定で推奨 (麦類・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
安全対策	31	作業者の安全確保対策		◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ◇定期的な健康診断の受診 ◇酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ◇高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ◇未熟な農作業に対する熟練者による指導 等	○	39	24
安全対策	32	安全に作業を行うための服装や保護具を使用		◇粉塵のある作業における防塵メガネや防塵マスク等の着用 ◇転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時におけるヘルメットの着用 ◇飛散物が当たる危険性のある場所における保護メガネの着用 ◇防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管 等	○	40	25
安全対策	33	危険箇所の注意喚起、作業環境の改善		◇危険箇所に表示板設置 ◇農道における曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強 ◇ほ場出入り口における傾斜の緩和、拡幅化等の実施 ◇暑熱環境における水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置 等	○	41	26
安全対策	34	機械、施設の安全かつ効率的な稼働		◇機械等の取扱説明書の熟読、保管 ◇乗用型トラクタ使用時のシートベルトやバランスウェイトの装着 ◇歩行型トラクタ使用時の後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認 ◇刈払機使用時の部外者の立入禁止 ◇機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際のエンジン停止 ◇機械に貼付されている注意書きの確認 ◇機械導入時の型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ◇緊急停止方法の確認 ◇乾燥調製貯蔵施設において、管理者とオペレータとの責任分担を明確に区分 等	○	45	28 29 30
安全対策	35	農作業により巻き上がる粉じんや土壌の吸入、接触について回避措置を実施		◇農作業時に巻き上がる粉じん・土壌について、吸引や接触を回避するよう指導	○	88	-
記録	36	生産者チェックシートを回収し、点検		◇生産者自己点検チェックシートの回収後、点検して、改善点を指導	○	61	39
記録	37	産地の責任者等は内部監査を実施		◇内部監査基準を策定し、年1回程度実施	○	62	39
記録	38	点検・監査結果を生産者へ報告するとともに、改善指導		◇点検等により改善が必要な点について、生産者へ報告し、改善指導を実施	○	63	39
記録	39	農産物の生産および出荷に関する記録を一定期間保管		◇農産物の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定)保管 ◇農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取扱先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管	○	64	39 40
記録	40	当該ほ場で生産された農産物の生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)を記録		◇生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)の内容確認	◎	65	39

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
他	41	廃棄物の適正な処理と記録		◇資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬等)の処理を委託 ◇委託業者へ交付した帳票(マニフェストの管理票)を処理終了後に受領し、適正に処理されたか確認	◎	34	18 19
他	42	機械や施設の効率的な利用、運営		◇機械、器具の適切な点検整備 ◇適正なエンジン回転数による機械作業 ◇不必要なアイドリングの回避 ◇不必要な照明の消灯 等	○	36	21
他	43	有害鳥獣による農業被害防止対策措置		(鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域) ◇地域ぐるみによる被害防止対策 ◇侵入防止柵の設置 ◇追い払い活動等の実施 ◇ほ場やその周辺に作物残さを放置しない 等	△	37	22